



NO 103 2014・4・28  
発行 東戸塚9条の会 事務局  
横浜市戸塚区平戸2-6-14  
TEL 045-823-9211 伊藤悦子



日本が戦争できる国になるって？

フェリス女学院大学教授の

## 常岡せつ子先生のお話を聞く会

にぜひご参加ください

5月25日（日）午後2時～4時

ところ 東戸塚地区センター中会議室

お 話 「集団的自衛権行使と憲法9条」

常岡 せつ子 先生（フェリス女学院大学教授）

東戸塚9条の会は、今年5月で、結成9周年を迎えます。

いま、安倍内閣は、「集団的自衛権」行使を容認する憲法解釈を閣議決定して、実質的な憲法改悪を強行しようとし、アメリカのもとで「海外で戦争できる国」に向けて暴走し続けています。この危険な動きに対して、多くの国民が危惧の声をあげ、批判や反対の世論が広がっています。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認をどのように具体化しようとしているのでしょうか？憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を容認するとどんなことが起きるのでしょうか？

そして憲法9条をめぐる危険な状況についてお話しいただ

東戸塚駅西口をすぐ左に行き、エレベーターに乗って1階へ



東戸塚9条の会 勉強会

5月11日（日）午前10時～12時

とつか区民活動センター（東急3階）

今回は25日の準備、打合せ

9の日宣伝は5月9日（水）午後6時から

6月1日（日）13:00～

中村哲が語る

—国際的人道支援にもとづく平和への歩み—

大和市生涯学習センターホール

入場料：前売り800円 ◇憲法9条やまとの会

（事務局 TEL/ FAX 046-272-8880）

## 砂川事件最高裁判決をねじ曲げる、「集団的自衛権行使容認」論

集団的自衛権とは、日本が武力攻撃を受けていなくともアメリカといっしょに海外で戦争するというもので、海外での戦争参加につながるものです。

これまで憲法 9 条で「集団的自衛権行使はできない」としてきましたが、安倍首相は、これを「できる」という解釈に変更しようとしており、その根拠に 55 年前の「砂川事件最高裁判決」(1959 年 12 月) を持ち出しました。しかし、この判決はどう読んでも集団的自衛権の行使を正当化できるものではありません。

### 砂川事件、地裁(伊達)判決と最高裁判決

砂川事件とは、旧米軍立川基地(東京都砂川町=当時)の拡張に反対するデモ隊の一部が基地に立ち入ったとして逮捕、起訴された事件です。

東京地裁は米軍の駐留は憲法違反であるとして無罪判決(いわゆる伊達判決)を下しました。しかし、高等裁判所をとりこえて最高裁判所に上告(跳躍上告)され、日米政府による介入で、(2008年、米国解禁公文書から明らかになった—伊達判決の翌日から当時のマッカーサー米駐日大使が藤山愛一郎外相に地裁判決を早く正すことを求め、当時の米大使と田中耕太郎最高裁長官が密会し、判決の見通しを語っていたことが判明)—地裁(伊達)判決を破棄したのが「砂川事件最高裁判決」であり、この判決はその成り立ちから行って全く正当性がありません。

### 自民党が勝手な解釈・・・それを認める学者はいない

この判決の中に、「これ(憲法9条)によりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、...」「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」というくだりがあります。

政府・自民党は、この部分だけを意図的に取り上げて、最高裁判決は個別的・集団的の区別をせずに「固有の自衛権」を認めた上で、国の存立を全うするために必要最小限度の自衛の措置をとりうる」と述べており、そこには集団的自衛権の一部も含まれると主張しています。

しかし、この主張については、秘密保護法を容認している憲法学者からも「私が存じ上げるような学者の方でそういう議論をしている人はいない。なかなか理解することが難しい議論」だという批判が上がっています(長谷部恭男早稲田大学教授、3月28日の日本記者クラブでの会見)

### 判決は個別的自衛権を対象としたもの

実は、政府・自民党が取り上げる「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、...」という文章は、「わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」と続きます。

この文章が、日本への武力攻撃に対する「防備」や「抵抗」、つまり個別的自衛権について語っているのは明白です。

「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」というくだりについても、判決は、“憲法9条2項で戦力を保持しないことになっているが、これによって生ずる防衛力の不足を補うため、他国に安全保障を求めることは禁じられていない”という意味で書いています。

憲法9条2項の戦力不保持規定による「防衛力の不足」、つまり個別的自衛権を行使する上での制約を、日米安保条約に基づく米軍駐留によって補うと言っているにすぎません。

### 憲法判断は回避した砂川判決

判決文の中には「従って同条(9条)2項がいわゆる自衛のための戦力の保持を禁じたものであるか否かは別として、……」とあり、の自衛隊の憲法判断を回避しています。

この最高裁判決以降、「裁判所が憲法と真正面から向き合うことを避ける傾向が出てきた気がします(松本元裁判官)」。米国の干渉を受け入れ、司法の独立を放棄した日本の異常な対米従属といえます。

### 集団的自衛権行使を認める根拠はない

米軍駐留を違憲とした伊達判決を破棄した最高裁判決はそもそも不当なものですが、しかし、そのどこにも集団的自衛権の行使を認める記述はありません。

それどころか、「集団的自衛権」が憲法9条の下で否定されているというのは、実は砂川判決からも出てくる話(長谷部氏、同前)なのです。

強引に力でねじ曲げたような理屈しか持ち出せないところに、集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲の道理のなさが表れています。行使容認のたくらみはきっぱりと断念すべきです。

